

議会運営委員会会議録

(閉会中 平成29年11月9日)

長 与 町 議 会

長与町議会運営委員会会議録（閉会中）

本日の会議 平成 2 9 年 1 1 月 9 日

招 集 場 所 第 1 委 員 会 室

出席委員

委 員 長	喜々津 英 世	副 委 員 長	金 子 恵
委 員	安 部 都	委 員	西 岡 克 之
委 員	岩 永 政 則	委 員	河 野 龍 二

職務のため出席した者

議 長	内 村 博 法	副 議 長	山 口 憲 一 郎
議会事務局長	谷 本 圭 介	課 長	富 永 正 彦
課 長 補 佐	細 田 浩 子		

本日の委員会に付した案件

議会の委任による専決処分について

開 会 9 時 2 5 分

閉 会 1 2 時 0 0 分

○委員長（喜々津英世委員）

皆さんおはようございます。定足数に達しておりますので、ただいまから議会運営委員会を開催致します。なお、本日は議長が出張しているということで欠席ですが、始めさせていただきますと思います。

資料の確認ですが、前回検討した町長の専決処分に関する軽易な事項の指定に関する条例案の、この前までに確定をした部分について配っております。第6条が諫早市の例に依った方が良いだろうということと第7号が全部削除、8号が7号にということでの前は話がつきました。なお、この4号、5号。これについて、まだ協議することに今日はなと思います。それから、もう1つは右上に平成29年11月9日議会運営委員会とした資料がありますけれども、これは市町村アカデミーの客員教授の大塚成男先生が書かれた本、2冊あるんですけども、これから抜粋をして、ある程度用語の解説等を踏まえた上で議論した方が良いんじゃないかなんかと思って、これは両面刷りであります。この2枚がお手元にあるかと思えます。確認をしていただきたいと思えます。

それでは、1番最初の条例案について話を進めていきたいと思えます。第2条の1号、2号、3号についてはここに書いておるとおりで御了解をいただいたものと思っております。4号、訴訟物の価額が300万円以下の訴えの提起並びに目的物の価額が300万円（交通事故に係るものにあつては、自動車損害賠償保障法による保険金額の最高限度額に相当する額）以下の和解及び調停と。それと第5号、町営住宅の家賃の支払い又は明渡しに係る訴えの提起、和解及び調停。この部分に対してが、まだ議論する余地が残つるとということで終わっておりますので、まず4号から入りたいと思えます。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（喜々津英世委員）

休憩を閉じて、委員会を再開致します。

第4号については、訴訟物並びに目的物の価額が300万円（交通事故に係るものにあつては、自動車損害賠償法による保険金額の最高限度に相当する額）以下の和解というふうにしたいと思えます。

それから、第5号については縷々説明がありましたけれども、これは削除する。

第6号を5号に変更すると。前回からの懸案事項については以上のように、とりあえず議運としての決定をしたいと思っております。よろしいですか。

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

7の上の「条項若しくは用語に係る規定の改正」は消してありますね。字句「を」これ入れて「の」は外さんとだめなんです。「の」が要らないのがあるようです。気付きです。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

じゃあもう1回、この第5号、変更部分を申し上げます。既設条例中、その趣旨に変更及ぼさない程度において、字句を修正すること。のを削除して下さい。

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

ちょっと確認ですけども、3号、4号で300万円後の括弧書きがありますよね。「交通事故に係るものにあつては、自動車損害賠償保障法による保険金額の最高限度額に相当する額」というふうにしてありますよね。先程審査の中で確認した限度額というそこら辺が今、解釈がちょっと分からなくなってるんですけど、限度額の300万円というのは決めた訳ですたいね。損害賠償額の決定で300万円決めた。しかし、ここの括弧書きによると自動車損害保険の場合は最高限度額までで良いですよというふうにしてる訳ですよ。議長がその最高限度額という明記がどうなのかという部分をちょっと言われたんで、ここの取り扱い、このままで良いものなのか、ちょっと確認です。

○委員長（喜々津英世委員）

事務局長。

○議会事務局長（谷本圭介君）

最高限度額の話ですけども、要は法律に抵触しないということがはっきり判断できないという部分が残っているので、そういうことであれば、きちんと額を決定した上で運用した方がよろしいのではないですかというようなお考えだった訳です。ですから、今言われたこの300万円の後ろの括弧書き、これは自動車損害賠償保障法になってますから、これがもし300万円を超えるということであれば、これには該当しなくなってしまうので、場合によってはこの表記は削除した方が安全ではないかという考えもあるかと思います。

○委員長（喜々津英世委員）

議長の意見としては保険金額の限度額ということではなくて、金額の表記が適当ではないかということのようです。ただ、他の長崎市以下、それぞれこの条例に括弧書きの部分を入れております。恐らくここら辺は法務機能も結構しっかりしておると思いますので、多分法律に抵触するということはないと思いますけれども、議長が何を根拠にそう言われたかちょっと分かりませんが、皆さん方の意見をとって、抵触せんとか、抵触するとか、はっきりしたものは持ち合わせてないと思いますのでね。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（喜々津英世委員）

それでは休憩を閉じて、委員会を再開致します。

3号、4号について一応意見の一致を見ましたので、再度事務局から確認を致します。

富永課長。

○監査事務局長兼議事課長（富永正彦君）

それでは3号、4号の部分につきまして括弧書きです。交通事故に係るものにあつては、の下りで括弧閉じるまでの部分を削るというところで、3号については法律上、町の義務に属する損害賠償の額の決定で、当該決定に係る金額が300万円以下のもの。4号については訴訟物並びに目的物の価額が300万円以下の和解。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

後でまた次回の議運の時に訂正後のそれを出した上で、最終的に議運としての案として全協に諮るといふことでさせていただくと、よろしいですか。

（「異議なし」の声あり）

あと、その他の項でありますけれども、この前、政治倫理条例のことで、それぞれ新旧対照表をつけておりましたけれども、これについてはもう今日は時間がありませんから後に回したいと思いますが、基本的にはもう12月の定例会には到底間に合いませんので、3月定例会を目指して、今後精力的に協議を進めていきたいと思っております。

安部委員。

○委員（安部都委員）

先程の専決処分の件なんですけど、(7)を(6)に訂正をしなければいけないんじゃないですか。

○委員長（喜々津英世委員）

それでは、第7号を第6号に修正をお願いします。第5号を削った関係で6号が5号に7号が6号に繰り上がっていきます。修正をお願い致します。これで再提案をさせていただくというふうにしたいと思っております。

あと、倫理条例の件については3月上旬を一応目指してということ御確認をいただきたいと、よろしいですか。

（「異議なし」の声あり）

それと、Facebookの使用に関するこれについて、議長はまだ正式に諮問してないということで、今日議長が来とれば、改正の変更素案ができとるらしいんですけども、まだ正式に議運に諮問をしてないという話のようですので、この分も今日したかったんですが、議長が居ませんので。Facebookの見直しの件については広報広聴常任委員会から議運で諮るといふことで、これは9月の定例会時にも言ったかもしれませんが、議長から広報広聴常任委員会の正副委員長、議運の委員長として呼ばれて、こういうふうに検討して欲しいというふうに口頭では言われたと思っておりますが、正式にはまだやってないということですから、これは議長が居る時にそれを正式にしたいと思っております。暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（喜々津英世委員）

休憩を閉じて、委員会を再開致します。

次回の日程、11月の日程ですが27日は年間の計画の中にも入れておりましたけれ

ども、12月定例会の前の議会運営委員会を11月27日9時30分から開催を致します。そうしますと11月21日火曜日9時30分で開会をしたいと思います。協議事項は今日の軽易な事項の関する条例の一応議運としての確定、Facebookの問題、それと倫理条例のまず取り掛かっていくとそうごとでしたいと思います。12時になりました。本日の委員会はこれで終わります。お疲れ様でした。

(閉会 12時00分)

委員長